

自治会活動に伴うごみの処理について

自治会活動に伴うごみの分別等については、クリーンセンターにお気軽にご相談ください

廃棄物処理法において、事業活動に伴って生じたごみ(「事業系廃棄物」といいます。)は、排出者が自らの責任で適正に処理し、その減量に努めることが求められており、営利を目的とする企業活動だけでなく、自治会などの公共的事業活動に伴うごみも含まれます。

市では、事業系ごみの減量・資源化を促進するため、令和6年4月1日から、事業系廃棄物受入基準の見直しを行います。

このリーフレットは、自治会活動に伴い排出されたごみの処理やごみ処理手数料の減免手続きなどを掲載しています。自治会の皆様には、事業系廃棄物処理ガイドブックなどのほか、このリーフレットを参照いただき、ごみの減量・資源化と適正処理について、ご理解とご協力をお願いします。

自治会活動に伴うごみの分別・処理の方法（下線部：令和6年4月1日から）

- 自治会活動に伴い排出される燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃性)は、産業廃棄物として処理(産業廃棄物処理許可業者に委託)してください。(クリーンセンターには搬入できません。)
- 燃やすごみ、粗大ごみ(可燃性)、剪定枝等は、市の処理施設に自己搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託してください。
- ペットボトル、容器包装プラスチックは、1日各1袋(45ℓ相当)までの自己搬入に限り、クリーンセンターに搬入できます。
- 夏祭りなどのイベントでは、3Rを意識して工夫いただくことで、ごみの減量・資源化につながります。開催を計画している自治会は事前にご相談ください。
- ごみ集積所に不適切に出されたごみや地域清掃で回収したごみを自己搬入する場合は、燃やさないごみや粗大ごみ(不燃性)についても、市の処理施設に搬入できます。なお、市による回収については、各担当課(ごみ集積所:クリーンセンター、地域清掃:環境政策課、公園や街路樹の落ち葉:みどりの課、その他:各施設管理所管課)にご相談ください。
- 自治会活動に伴って発生するごみのうち、資源物については、各自治会がリサイクル団体として行う集団回収に出すことができます。
- 市からの貸与品の返却や処分等については、各担当課にお問い合わせください。

自治会活動で出るごみの事例と分別・処理の区分

自治会の活動に伴って排出されるごみは、以下のように、市の処理施設(①②:クリーンセンター、③:森のまちエコセンター)に搬入が可能なごみと、産業廃棄物として処理するごみに区分されます。(以下の表のごみは、過去に自治会活動に伴い市の処理施設に搬入されたことのあるごみの事例です。)

①:燃やすごみ・粗大ごみ(可燃性)、②:ペットボトル・容器包装プラスチック、③:剪定枝等、④:燃やさないごみ・粗大ごみ(不燃性)、⑤:資源物

※ 集積所のごみについてはクリーンセンター、地域清掃については環境政策課に事前にご相談ください。

集積所に不適切に出されたごみや地域清掃で回収したごみ※	①② 生ごみやプラごみ等の混在ごみ、木材 など ④ プラや金属製の粗大ごみ、トタン など	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託* (※②は自己搬入に限ります。) 市の処理施設に自己搬入
自治会のお祭で出たごみ	① 割り箸、紙コップ、段ボール など ② 1日各1袋(45ℓ 相当)までのペットボトル・容器包装プラスチック	
自治会館などの清掃で出たごみ	① 座布団、竹ぼうき、段ボール、木製扉、可燃性素材のカーペット、ベニヤ材、毛布、書類、ごぎ、丸太ベンチ、シーツ、服 など ③ 枝葉、草、落ち葉 など	
自治会のお祭で出たごみ	④ プラ製の食器、立て看板、PPバンド、ブルーシート、カラーコーン、不燃性素材の椅子、発泡スチロール、山車、ガスボンベ など ② 1日各1袋(45ℓ 相当)を超えるペットボトル・容器包装プラスチック	(市の処理施設には搬入不可) 産業廃棄物処理許可業者に委託
自治会館の清掃で出たごみ	④ 不燃性素材の座卓、机、黒板、スチール製物置、パイプ椅子、バケツ、ポール、電球、ビニール管、スリッパ、網、のぼり旗、鉄棒、ウォータージャグ、ヘルメット、メガホン、消毒用機器、電子レンジ、灰皿、ロデオ機械、棚、鏡、体重計、カラオケ・スピーカー、看板、資源化できない缶・びん など	
資源物	⑤ 古紙、古布、缶・びん、リサイクル可能な金属	集団回収

ごみ処理手数料の減免

市の処理施設に搬入可能なごみを自己搬入^{※1}する場合で、市条例・規則に基づく以下の申請手続きをしていただいた場合は、ごみ処理手数料^{※2}を減免します。

※1 事業者登録(概ね2年度毎の更新)が必要です。登録(更新)届出書は市から送付します。登録完了後に市から自己搬入カードを送付しますので、搬入時に持参・提示してください。

※2 市の減免決定がない場合、10kg まで毎に 300 円のごみ処理手数料がかかります。

減免の対象	自治会の活動に伴い生じたごみで、市の処理施設に搬入可能なごみを自己搬入する場合
減免の対象活動	構成員及びその世帯員の福祉の向上並びに地域社会の発展に寄与することを目的として行う自治会の活動
減免の割合	10割(免除)
申請ができる日	月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
搬入ができる日	月曜日から土曜日(年末年始を除く)
減免申請の手続	<p>ごみの搬入予定日の前日正午までに「一般廃棄物処理手数料減免申請書」及び添付書類として「自治会自己搬入届出書」をクリーンセンターに提出※してください。</p> <p>※申請書の提出は、クリーンセンター(リサイクルプラザ・プラザ館)窓口のほか、郵送、FAX、電子メール等でも受け付けます。</p> <p>市で申請内容を審査した後、減免の可否について、搬入予定日の前日までに電話又はメールにて回答し、搬入時の諸注意をお伝えします。</p>
減免決定後からごみ搬入まで	クリーンセンターへの搬入日当日は、リサイクルプラザ・プラザ館の事務所窓口(森のまちエコセンターに搬入の際は計量所窓口)に立ち寄り、自己搬入カードを提示してください。搬入物を確認させていただき、「一般廃棄物処理手数料減免決定通知書」の交付を受けてから搬入してください。

「3R」でごみの減量・資源化 ～工夫のポイント～

- ・集会などで参加者各自が持込んだごみは、持ち帰りを推奨しましょう。
- ・使い捨てプラスチック容器の使用を見直すことで、ごみの減量・資源化、プラスチックごみの削減(二酸化炭素排出量の削減)、分別・廃棄のコスト削減などにつながります。
 - (例) リユース容器(繰り返し使う食器、容器を回収する仕出し弁当など)を選択する、紙製容器(紙コップ、紙皿、紙ストロー、紙パック、紙製弁当容器など)を選択する、マイボトルの持参を推奨する など
- ・備品等の購入を検討する際は、購入コストだけでなく管理・廃棄を含むトータルコストを考慮しましょう。
 - (例) 資源物としてリサイクルできる金属製品を選択する、燃やすごみ・粗大ごみ(可燃性)として処理できる木製品等を選択する、購入せずレンタルやリース等のサービスを利用する など

資源物は集団回収をご利用ください。

集団回収に係る再生資源物収集運搬業者一覧

事業者名	電話番号	事業者名	電話番号
株式会社 大橋	04-7158-1600	有限会社 関紙業	04-7197-5351
有限会社 関商店	04-7158-6100	有限会社 日東サービス	04-7150-1755
株式会社 流山清掃事業	04-7154-7330	有限会社 流山清運社	04-7158-0821
江戸川清掃 株式会社	04-7153-5350		

使用可能な不用品はリユース・リサイクルをご利用ください。

事業者について	ホームページの案内
(1) (一社)日本リユース業協会に登録されている市内のリユース(リサイクル)ショップ	※取扱っている品目や買取基準等は、市HPを参考に各店舗に問合せください 市HP 
(2) 市が認定したリサイクル推進店のうち、事業活動に伴うリユースやリサイクルに対応している事業者	①リユースの相談 → (株)SGR 市HP ②古紙等のリサイクル → (株)斎藤英次商店  ※市HPに各社の情報が掲載されています。

ごみ処理を許可業者に委託する場合

【参考】流山市の一般廃棄物収集運搬許可業者は下記のとおりです。

事業者名	電話番号	事業者名	電話番号
株式会社 大橋★	04-7158-1600	有限会社 関紙業★	04-7197-5351
北葉実業 株式会社★	04-7148-7767	有限会社 日東サービス★	04-7150-1755
有限会社 関商店★	04-7158-6100	有限会社 柏清掃★	04-7153-7142
有限会社 クリーン・アップ★	04-7150-3115	安蒜運送 有限会社	04-7153-2905
★の事業者は、千葉県産業廃棄物処理業の許可も有しています。		株式会社 流山清掃事業★	04-7154-7330

流山市 環境部 クリーンセンター

住所：流山市大字下花輪 191 番地 電話：04-7157-7411
FAX：04-7150-8070 e-mail：seisou@city.nagareyama.chiba.jp

